

## 代理店の権限

### 1. 取扱保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

### 2. 損害保険

募集人は、お客様と申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、または締結の代理権を有しています。尚、当代理店の取扱、保険商品の中には告知受領権を有する商品もあります。お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が無効になり、保険金をお支払い出来ないことがありますので正しく告知いただきますようお願い致します。

### 3. 生命保険

募集人は、お客様と申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。告知を受ける権限（告知受領権）は生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しています。生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことになりませんのでご注意ください。

株式会社エポックナガノ

保険事業部担当

常務取締役 水橋 寛